

## 19年産から麦と大豆に対する国の助成制度が変わります

麦や大豆など品目別に講じられている経営安定対策を見直し、対象を『担い手』に限定した「新たな経営安定対策」が平成19年産から導入されます。

『担い手』にならなければ、現在、麦や大豆の生産者手取り額の6～7割を占めている助成金（麦作経営安定資金、大豆交付金など）が受けられなくなります。

問. 「新たな経営安定対策」の対象となる『担い手』とは？

答. 「新たな経営安定対策」では、以下のいずれかに該当し、かつ、一定面積以上の経営規模の者をいいます。（※ 具体的な規模要件は今秋に確定）

- ① 認定農業者
- ② 集落営農組織（一定の要件を満たすものに限る）

問. 集落営農組織（一定の要件を満たすものに限る）とは？

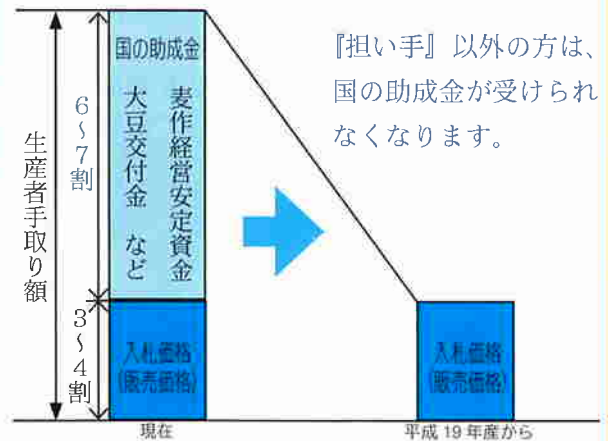
答. 小規模な農家の方も、一定の要件を満たす集落営農組織に参加すれば『担い手』の一員になれる。組織の立ち上げ時点では、例えば以下の要件を満たす必要があります。

- ① 組織の規約を作成すること
- ② 集落営農の口座を設け集落の経理を一括して行うこと

詳しくは中国四国農政局または最寄りの農政事務所、統計・情報センター、県、市町村、農業委員会、JAへお問い合わせ下さい。

○中国四国農政局 米子統計・情報センター

TEL 0859-22-0111 FAX0859-22-3555



## 行政書士会無料相談

鳥取県行政書士会西部支部では毎月第1土曜日午前10時から午後3時まで米子駅前サティ4階（男女共同参画センター会議室）において「行政書士会無料相談」を実施していますのでご利用ください。

\* 遺産相続（分割協議）、各種契約・許認可手続、農地転用、土地境界紛争等なんでも相談に応じますのでお気軽にお出かけください。

## 公証週間のお知らせ

10月1日から10月7日は公証週間です。

遺言、金銭貸借などを公正証書にしておくと、公文書として一般の私文書よりもはるかに強い証明力があります。

公正証書とは法務大臣が任命した公証人が作成した公文書で、公証役場でつくられます。

公証週間期間中は下記公証役場で無料相談を行います。ぜひお訪ねください。

○お問い合わせ先

米子公証役場 TEL 0859-32-3399

米子市加茂町 2-113 加茂町ビル 2階 206

## 自賠責の期限は切れていませんか？

自賠責は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、バイク・原付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられている保険・共済です。特に、車検制度のない原動機付自転車・250CC以下の軽二輪自動車は、期限切れ、かけ忘れにご注意を！

自賠責制度の詳細内容は、<http://www.jibai.jp> でご覧になれます。